

(輸入申告等がされない輸入物品等に対する特惠関税等の適用)

8の2—16 関税法その他関税に関する法律の規定に基づき一定の事実の発生により、直ちに関税の徴収が行われるものとされている貨物（例えば、保税蔵置場における亡失貨物等）のうち犯則貨物以外の貨物については、関税の賦課の際に特惠関税等適用のための原産地証明書が提出されたときは、当該物品の課税原因発生の日当該物品について特惠関税等の適用が停止されていない限り、特惠関税等を適用して差し支えない。